

翻
訳

フェルナンド・ド・ヴァレンヌ著

「國際人權法と民族紛争」

町 井 和 朗

序文

「國家は、それがいかにその少数民族を遇するかによつて評価されるべきである。」

——ガンジー——

ならなかつたということを知るのためには、スーダン、インドネシア、スリランカ、フィリピン、バスク、北アイルランド、それからトルコにおける長く打ち続く紛争のニュースを見れば十分でしょう。逆に、政情不安やいわゆる民族紛争の多くの場合、政情不安や暴力の主たる原因是貧困や民主的責任制の欠如ではないようと思われます。

國際人權法と民族紛争の問題は、論争を呼ぶ問題です。すこし前まで、一般的な考えは次のようなものでした。それは、冷戦の終結に伴つて経済の発展と一層の民主化が、もつと安定した世界をもたらすだろうし、民族間の緊張は近代化と自由化と共に消滅するだろうというものでした。

私たちが過去数十年の世界情勢を客観的に調べてみれば、事態はまったくそとはなつてきておりません。これがそとは

「國際人權法と民族紛争」

されていた後で噴火しているのです。

紛争とグローバリゼーションと少数民族

「…今日の世界における公然たる民族紛争の多くの場合、国家は公平な見物人でもないし、仲裁人でもなく、むしろその紛争自体の当事者である。実際、多民族社会では、国家はしばしば、支配的または多数派民族によって管理されているか、それと強く同一化されているのである。」⁽¹⁾

紛争は貧困や民主主義の欠如によって主として引き起こされるというのが最近まで広く受け容れられた見方でしたが、

それは急速に変わってきています。その変化は、必ずしもこれららの組織に一般的な立場でもないし、ましてそれらの組織の活動に組み込まれていると常に見られるものではないという感じはありますが、国連やヨーロッパ安全協力機構のようないくつもの国際組織は、人権の侵害と政情不安や紛争との繋がりを積極的に認めようとしています。

たとえば、国連開発プログラムは、その「二〇〇四年度人

類発展報告書「現代多様世界における文化的自由」を昨年出版しました。その中でそれは、民族紛争は、価値観の衝突によるものでもないし、ましてや文明の衝突によるものでもないということを非常に説得力をもつて証明したと言つてよいでしょう。それは、世界の大部分における民族紛争の主たる原因是、土地、権力、あるいは機会へのアクセスに関する不平等の存在にあるという結論を出しています。その報告書は、法的観点からではなく、もつと経済的、社会的観点から書かれていましたが、その報告書が言つていることは、紛争を避けるために一定の文化的、宗教的、また言語上の権利を民族集団に保障するとする人権方式に一致しています。

これらの示唆をもつと調べておくことが大切と思われます。冷戦後、大部分の紛争は少数民族を含むものでした。一九九〇年以降に発生した一五〇の紛争のうち、国際的紛争は五つ足らずでした。三〇以上が大きな戦争になり、四〇〇〇万の人々が殺され、四五〇〇万の難民が世界中に作り出されました。

このことは、グローバリゼーション、特に経済とコミュニ

ケーションの分野におけるグローバリゼーションとは、紛争

が少なくなつてきているということを意味するものではないということを認識する必要の一部として心にとどめておかなければなりません。もしも民主主義、グローバリゼーション、それから富の増加が平和にとってそんなに大切なものなら、ある程度の成果がどこかで現れないと期待できるでしょうに。事実はそうはなつていないです。

危機に瀕する少数民族と銘うたれた合衆国の研究プロジェクトによって準備された、紛争と安定に関する、最も完成度の高い長期間の研究は、紛争の数が減つてはいないことを示しています。西ヨーロッパにおけるように民主主義が過去四〇年以上にわたって根付いてきた、世界のある部分では、確かに紛争の激しさは少なくなりましたが、紛争の総数は減つてはいないのです。⁽³⁾

紛争が起きている国々のあるものは民主主義国ですが、ほかの国は違います。ある国は発展途上ですが、ほかの国はすでに発展しています。民族紛争が起きている国々に共通して見られる傾向は、その紛争にいたるまでに国家が少数民族の権利を侵害している長い期間があるということです。一般的には、結局暴力に訴えるまでにいたった不安定な条件を作り

出したのは、これら少数民族の正当な要求を拒否し、またはそれらに対応しない長期にわたる年月なのです。

インドネシア、スードン、北アイルランド、トルコ、スリランカといった地域の状況を見てみれば、結局暴力による紛争に暴発したのは、権力と資源の差別的配分と、深く根ざした緊張の原因を構成する、少数民族の人権に対するその他の侵害だということが分かります。これは、国際人権という言葉は使ってはいませんが、国連発展プログラムが同じく結論するところのものなのです。

少数民族は普通、彼らが少数で、票数では負けるので政府の政策を変えることは出来ないという挫折感から暴力に訴えることになるのです。彼らは普通、自分たちが支配することは出来ず、大きく影響力を及ぼすことさえ出来ないと彼らが信じている法的、政治的環境の中で彼らの利益を守るべく反応するのです。

少数民族は政府を信用しません。政府は普通、多数民族に支配されているからです。少数民族の優越と民族的偏向こそが、そこに政情不安が発生する場所であり、それが言語、宗教、または文化といった分野での、少数民族の権利の侵害に

つながるのです。

この論述の焦点は少数民族の権利にあります。これらが唯一の政情不安の原因と示唆しているわけではありません。

しかし、ここで言及される紛争事件の大部分には、一貫した文脈、すなわち大抵の政情不安場面における前提条件として働くように思われる一定の背景があります。

1. 紛争は、ある少数民族がかなり大きいか、人口の相当な割合を形成しているところでより発生しやすい。

2. 紛争は、ある民族集団が「伝統的」と考えられる特定の領域に集中していると発生しやすい。

3. 紛争は、原住民または民族的（伝統的）少数民族が構成する民族集団をその中に巻き込みやすい。

4. 紛争は、かれらの言語、宗教、文化に強い愛着を持つ民族集団か、または法律上あるいは事実上一つの領域に何らかの形の支配力を行使する民族集団を含み、そしてそこで中央機関がそれらの要因を無視するか、傷つけるとき、より発生しやすい。

5. 政府が、その法律や政策を通してますます多数民族やその利益への同一化を選好すれば、それだけその反発、特に

規模の大きな原住民または少数民族からの反発が暴力的となる危険を冒すことになる。

少数民族の権利

「帝国は、その枷だけでなくその言語も、それが支配する国家群に平和の絆として押し付けようと努めてきた。しかし、いかに多くの大戦争が、いかに多量の殺戮と流血がこの統一に費やされたことか。」

—— Saint Augustine, *The City of God* (circa 410 AD)

ところで、少数民族の人権とは何で、それは何を意味するのでしょうか？ 自治を除いて少数民族の人権とは集団の権利ではありません。そして自治とは未だ少数民族が主張できる権利にはなっておりません。あなたがそれらを少数民族の権利と呼ぼうが、少数民族の人権と呼ぼうが、それらの大部分は、信教の自由、表現の自由、私的生活への権利、それからおそらくは最も重要なことに、言語、宗教、または文化に関する非差別といった伝統的な基本的人権に結びついています。⁽⁴⁾ 欧州評議会の少数民族保護枠組み条約のような、少数民族の

権利を新規の、別個の権利として記述しているように思われる新しい条約でさえも、大部分、市民的および政治的権利に関する国際規約⁽⁵⁾のような基本的人権に見出される個人権にその基礎をおいています。

少数民族の権利について書いている多くの「専門家」は、このことが正確には何を意味するかを探求する労をめったに取りません。少数民族の権利を子どもや女性の権利を見るのとまったく同じように見て、それらが何かを例示すれば、それは多分役に立つでしょう。これらは集団の権利ではありますせんし、新しい権利でもないし、より弱小の権利でもあります。それらは、基本的人権なのです。私たちが、女性、子ども、あるいは問題の少数民族を扱っているいろいろな条約やその他の文書を注意してみると、私たちがそこに見出すのは、それらの文書は皆一様に同じことをしているということです。それらは大部分、非差別や私的または家族生活への権利その他のような一般的な人権の基準が、特に傷つきやすい、人間社会の特定の部分でいかなる意味を持つているかに關して、説明と一層の詳細を提供しているのです。

非差別や表現、宗教の自由といった人権に基礎をおく少数

民族の権利は、もしも私たちが少数言語の問題に焦点を合わせて考えれば、大まかに言って二つの範疇に分類されるでしょう。

言語の私的な使用に関する基本原理は、個人の権利ということです。公的機関は、人の私的な言語の好みを弾圧してはならないし、制限してもなりません。言語の私的な使用に言及しているすべての条約と文書には、多くの「少数民族の権利」規定があります。それらの多くは、自分自身の言語であなたの姓名を書く権利の場合のように、表現の自由またはプライバシーの権利によつてカバーされる状況を含んでいます。「名前への権利」は集団の権利または特別な権利ではなく、私的な生活の権利の下に来る、ということを確認する裁判所の判決があります。しかしそれはまた同時に、個人の権利もあるし、少数民族の権利もあるのです。

公的機関や政府役人による少数言語の使用に関する基本原理は、比例ということです。大まかに言って、少數言語を話す者が多ければ多いほど、より多くの使用がその特定の言語について公的機関によってなされなければ

ばなりません。すべての国際的、法的文書が、ある特定の言語を話す人の数と集中度に焦点を合わせています。

もう一度言いますが、これは文書の中では少数民族の権利として提言されています。それはまた、言語についての非差別の適用でもあります。このことは、国際機関による諸決定によってますます確認されてきています。

それらの決定の中には、最新のものとして、ナムビアにおける少数言語の使用を取り上げた四年足らず前の決定における、国連自由権規約委員会による決定も含まれています。

これらの例は、言語の分野におけるものですが、少数民族の最も重要な権利の一つであり、潜在的な政情不安状況において中心的なのは、実は非差別であると言うべきです。後で示すように、大抵の紛争の場面で国家は、差別し、排除し、そのようにして少数集団を不利にする傾向をもつ政策や実行に関与しています。簡単に言つて、これがそこに政情不安が発生する背景なのです。

少数民族にとっての、人権の重要性

具体的な実例に進む前に、少数民族の保護に際して人権の果たしうる中心的役割に関してある程度いっそりの説明がなされなければなりません。この全分野を一望する最善の方法は多分、少数民族の人権は、特に国家機関によって採用される民族的偏向—言語上および宗教上のものを含めて—との関連で、国家に対する第一の防衛線なのだということを理解することです。

少数民族のメンバーにとって権利は、抑圧的で、偏狭で、無関心な国家に対する防衛線を象徴しています。信教の自由、表現の自由、言語、宗教、人種または民族上の生まれによる差別からの自由、彼ら自身の言語を彼らの間では使用し、彼らの宗教を実行しましたは彼らの文化を守る少数民族の権利：これらはすべて、国の政府や国の機関を支配する多數民族が行うかもしれない行き過ぎに対する保護なのです。それらは、国家による直接的または間接的民族偏向への潜在的規制を象徴しています。

実際、多くの政府がしばしば、公式言語、公式文化、また

は公式宗教でさえも、国家主権または統一、あるいは国家の一体感の推進または保護のために必要なものとみなしています。しかしそういうことはまた、数的に大きな少数民族のメンバーが、そのような民族的偏向を、彼らの独自性に対する

介入であり、尊敬の欠如であると解釈すると同時に、彼らの基本的な、独自性に関連する資質に対する偏狭と攻撃の証拠として解釈するかもしない状況を生むことになるのです。

少数民族の国際人権が行うこととは、政府による、受け容れがたい形の民族的偏向を制限し、そして出来れば民族的怒り、挫折感、それから政情不安に油を注ぐことを避ける基本的ルールを提供することにあります。

これらの諸権利は、少数民族を集団として保護することを特に目指しているわけではありません。しかし間接的にそれら諸権利は、国家が次のことを行うこと妨げることによつて、言語的、宗教的、また文化的共同体のための保護を提供することができます。それら国家に対する禁止事項は、(1)多數民族の特徴をその意思に反して少数民族に強制すること、(2)言語的、宗教的、または文化的特徴の表現を少数民族に制限すること、(3)国家が提供しましたは許可するサービス、特権、

また利益の入手可能性や品質を支配する条件を規定するに際して、人間的特徴（言語、宗教、民族上の生まれなど）に基づく不合理な、または不当な区別を用いること、です。

少数民族と民族紛争

「宗教行為の自由と非差別の権利の侵害が紛争を激化するということを証明するのは難しくない。また、これらの規範の遵守と実施が紛争を減らすのに役に立つといふことをそれなりの自信を持って予見することも困難ではない」⁽⁶⁾

インドネシア、トルコ、スリランカ、フィリピン、マセドニア等についての調査からは、一般的且つ極めて一貫した状況形態が出てきます。それらはすべて、結局その下で紛争が噴火した条件を直接作り出した政策や実行をそこに持っています。それらはまたすべて、少数民族の人権を逆なとする政策と実行をそこに持っています。それは、例えば、次のようなものをそこに持っています。

- ・言語上のまたは宗教上の要件のため、特に公務員について雇用機会の窓口での排除または困難な障害

- 伝統的な土地の権利の喪失または否定。それは普通、少数民族の伝統的な地域への移住計画に結びついています

(多くの場合それは、原住民の土地の権利を補償なしに廃止し、それに加えてまたはそれとは別に伝統的集団を不利にし、一定の民族集団を有利にする差別的実行を伴っています)

- 相当な規模の少数民族人口の重要性に比例して少数言語を使用することの、公的機関による否定。これはまた、

少数民族の雇用機会に影響をもちます(非差別)
・少数民族や象徴の使用禁止、または少数宗教の宗教的行為の禁止

ヨーロッパとアジアにおける事件に含まれていた、これら諸権利の侵害と民族紛争の間の目に見える繋がりを見ることによってこれらの観察の正しさを証明することは可能です。

たとえば、スリランカとマセドニアで少数民族の、政治権力や経済力からの排除の感覚を増大し、民族紛争に導いたのは、少数民族の人権、特に非差別の侵害であると結論することは公正と思われます。スリランカやマセドニアにおける政情不安の原因は、一夜で発生したものではありません。初めか

ら雇用や教育における差別があり、そのほか現在では国際法で理解されている、少数民族の権利の侵害がありました。

スリランカは、それが独立した時、最も成功するだろうと考えられた元イギリス植民地の一つでした。タミル人がその国の全人口の一八パーセントを占め、少数民族のセイロン人が七四パーセントを占めていました。両者の言語が政府によって使用されるだろうという何らかの初めの約束に拘わらず、一九四八年の独立時には政府は結局、英語と並んでセイロン語だけを公式言語として採用しました。一九五六年には別の政府が公式言語のとして英語を取り除き、そこでセイロン語だけが残りました。少数民族タミル人は、言語上の偏向のため、大部分の公務員職ではないにしても、多くの公務員職からますます排除され、一九七〇年代までにかれらは国家公務員職において少なからず過少に代表されました。

法的に言えば、人口の大きな割合をいろいろなサービス、利益、または雇用において実質的に不利に扱い、またはそこから排除さえする排他的言語政策は、私が思うに、市民的および政治的権利に関する国際規約二六条のような人権条約の下では差別を構成するほど、多くの個人が不利をこうむる状

況を作り出すことになるでしょう。

仕事や教育に近づく入り口に関しては、緊張関係を継続的に作り出していくほかのやり方もありました。教育において

政府は、ある大学プログラムへの入学許可のためにセイロン人学生に対してよりもタミル人学生に対してもっと高い成績を要求する政策を採用しました。これはおそらく、今日では国際法の下で差別でしょう。また、一九三〇年代に始まり、主としてセイロン人を移住させ、彼らに伝統的なタミル地域の土地を与えた、政府が主催した「移住」政策もありました。ここにもまた、これら最後の措置についてその一定の側面は、今日では国際法の下、差別を構成するだろうという明白な蓋然性があります。

暴力に訴える民族紛争は、雇用とか教育、または土地や市民権へ近づく窓口といったような分野で、少数民族の人権、特に非差別を侵害した政策をとる政府によって引き起こされた怒りと挫折感に対するまさにその反応として、一九五六年以来噴火したのです。

民族紛争は、一夜にして起こるものではありません。実際ここには、少数民族の権利を侵害するほとんど二〇年にわた

る懐胎期間がありました。言い換えれば、ここには、最終的な政情不安に導いた、タミル少数民族のメンバーによる徐々に深まる挫折感の段階的過程があつたのです。

少数民族の権利という観点からは、民族紛争に向かっての地滑りの理由は明らかです。セイロン人優先政策のような継続する差別が、政商の役割、他者に対する偏狭の増大、また民族状況全体の二極化と混合して、スリランカにおける内戦を導引しました。そこでいろいろな、政府の政策並びに立法は、少数民族保護枠組み条約のような欧州文書の下では少数民族の権利としても見られる、人権の国際基準を侵犯していたのです。

タミル人は、人口の高い割合を占め、地域的に集中していて、多数民族仏教徒セイロン人とは文化的に、言語上、そして宗教的に明確に区別されていましたから、言語、それから多分宗教のような分野における国家による差別的実行は、暴力と最終的には分離独立への要求を呼ぶことになりました。それは結局、民主主義政体が、少数民族の要求に応えることが出来なかつたからだったのです。これが結局、最終的に起つたことでした。

似たようなことが、私たちのもつと身近なマセドニアで起きました。マセドニアは、バルカン諸国の中では成功した一つと考えられました。それは比較的自由な、機能している民主国であり、そこではアルバニア党が連立政権の一部を構成していました。メディアに流された多くの報告に反して、アルバニア反乱軍は、マセドニアの一部がコソボまたは大アルバニアに併合されるべきだなどと要求していたわけではありませんでした。アルバニア側のスポークスマンが出した声明文を全部見てみれば、彼らはただ二つのこと：人口調査と平等権のための憲法改正…を求めていたに過ぎませんでした。

ひとびとが人口調査に関して戦争を始めるなどとは、奇妙に思えるかもしれません、マセドニアの文脈の中では奇妙ではないのです。アルバニア人たちが、彼らは人口の三〇パーセントから四〇パーセントを構成すると主張していることを理解しなければなりません。マセドニア政府は、彼らはわずかに二三パーセントだと言っているのです。これらの数字は重要です。なぜならば、もしもアルバニア人が三〇パーセントから四〇パーセントなら、彼らはアルバニア社会のほとんどすべてのレベルで、そして雇用の多くの分野で極めて過少にしか取り扱われていないことになるからです。彼らは憲法上、平等の権利を持つべきだという要求も、彼らの数と連結しています。彼らの言語は憲法上⁽⁷⁾、公式言語とは認められていませんし、その国は憲法では、スラブ民族系マセドニア人の国と呼ばれているのです。

憲法の言葉使いのため、アルバニア少数民族の権利は最高裁判所によって何度も否決されてしまいました。たとえば、テトボの市長は、アルバニアの旗を掲揚したがために投獄されました。アルバニア語を裁判で使う権利は、マセドニア語が唯一の公式言語なので多くの事件で否定されてきています。中央政府の公的機関の言語は、実際にはマセドニア語に限定されています。

人権に関するヘルシンキ委員会の詳細な一九九八年報告書の中には、公的なまたは国家の雇用分野では職員のわずか七パーセントだけがアルバニア人だったということが見出されました。アルバニア人は、人口の約三〇パーセント、おそらくはそれ以上であるに拘わらず、わずかに七パーセントなのです。雇用機会からの排除のそのように極端な例は、それら

が何十年に渡つて明白だつたのですから、ずっと前に警告を鳴らしてしかるべきだつたのです。人口の約三〇パーセントを占めているに拘わらずアルバニア人は、政府の雇用の多くの範疇でほとんど完全に排除されているのです。

約八五パーセントのアルバニア系人口を持つ、現在紛争の中心地となつてゐるテトボ町においてさえも、私が思うに、その町の政府ポストのわずか一七パーセントほどがアルバニア系住民によつて占められていたに過ぎません。

アルバニア語による大学教育もまた、政府によつて禁止されていました。

そこでアルバニア人は、アルバニア語で教育を行う私立大学を運営しようと何年も努力してきました。政府は当初それらを止めようとして、七一八年前には多くの人がその間殺されたのです。最終的には、一つの私立大学が、歐州や米国からの大きな圧力の後、運営を許されることになりました。

マセドニアにおける状況は、多くの点でスリランカにおける状況よりももっと厳しいものがありました。私が先に話した、少数民族の権利基準によれば、かなりの言語上の少数民族がいるところでは、公的機関はそれに比例して彼らの言語

を使用しなければなりません。中央機関による、マセドニア語だけという政策は（地方政府は、ある状況の下では一理論上は）アルバニア語を使用できる）、明白にこの権利の侵害です。アルバニア語による公立大学設立の要求に応えないことも、また同じく侵害です。

それは、差別の禁止に基づきをもつ、少数民族の権利の侵害です。実際、政府によるそのような言語上の偏向は、仕事を求める入り口に関しては、明らかに、そして劇的に多くのアルバニア人に有害に働きます。

したがつて、憲法の下での平等の権利の要求は、少数民族の数が相当な規模を持つところでの、公務員による少数言語の使用に対する憲法上の平等権の適切な適用だった、公的機関によるアルバニア語のより釣り合いのとれた使用への要求となりました。その原理は、少数民族保護枠組み条約のような文書に見出される、比例の原理なのです。

この問題は単に文化上の要求だけのものではないということが強調されなければなりません。アルバニア人の要求は、その中のある者たちが暴力に訴える以前のスリランカにおけるタミル人の要求と同じく、もつと彼らの言語を使うことを

求めているのです。

例えば、マセドニアの場合、平等の権利の効果、すなわち

公的機関による言語の使用における非差別の効果は、アルバ

ニア少数民族が集中している、マセドニアの多くの地域では、

公務員はその地方の人口、すなわちアルバニア人の言語で彼らのサービスを提供し、住民と接しなければならなくなると

いうことを意味することになるでしょう。

例えば政府は、テトボのような場所では、またそういうことは現時点では不可能な多くの場所でも、バイリンガルか、またはアルバニア語を話す公務員を置かなければならなくなるでしょう。言い換えれば、政府に採用されるアルバニア人の割合は、七ペーセントの代りに、もつとずっと多くなるなければならなくなるでしょう。これが、マセドニアにおける非差別と少数民族の言語権の効果であり、そしてそのことは、スリランカにおいてそうなったように、ここでの紛争に油を注いでいる、おそらく最も中心的な要因を修正することを意味するでしょう。

このようにこれが、少数民族の人権と世界中で民族紛争に導いている政情不安との繋がりなのです。このことは、国連

発展プログラムが数ヶ月前、平和と安定を維持するためには文化の調整が必要と指摘したことと一致しています。

結び

太陽は、全世界を平等に照らすものではないでしょうか？ 私たちは皆、同じように呼吸してはおりませんか？ 三言語だけを承認し、他の人々を目が見えず、耳も聞えない者と決めつけて、あなたは恥ずかしいとは思いませんか？ 言つて下さい。神は無力で、平等を付与することなどできなかつたのでしょうか？ それとも彼は嫉妬深く、平等を与えたくなかったのでしょうか？

Constantine the Philosopher (Cyril), 9th Century A.D.

少数民族の人権の侵害は、必ず紛争を引き起こすというものではありません。しかしそれらは、その舞台を準備します。それを民族主義者や分離主義者が利用するのです。そこではまた、「いく些細な、まつたく思いがけない出来事が制御不可能な暴力行為に暴発することにもなります。そこには、少数民族の権利の分野で、意識的、意図的にではないにしても、

全く直接的に基本的人権の標準を破つてゐる政府によつて引き起つた長年にわたり煮えつづけた怒りと挫折感があるからそつなるのです。

これらの運動が、民族紛争が発展するかもしれない地点にまで力や支持を得るのは、普通、少数民族が差別を受け、表現の自由を否定され、彼らの言語が比例の原理に従つて公務員によつて使用されないとみなのです。一九六〇年代以来、

民族紛争の最悪の事例は、「国の差別政策と共同体的集団を日指した政治的排除に対する反動」⁽⁹⁾をそこに含んでいといふことは、多くの研究の中でさらに加えて確認されてゐるのです。

(1) K. Rupasinghe, *Ethnic Conflict and Human Rights*,

United Nations University, Tokyo, 1988.

(2) <http://hdr.undp.org/reports/global/2004/> [入手可能]

(3) ハン企画の研究に関する一般的な情報は、<http://www.cidcm.umd.edu/inscr/mar/>

(4) Council of Europe, Strasbourg, 1 February 1995 (ETS No. 157).

(5) 1993 UNGA Res. 2200A (XXI), UNGAOR, 21st Sess., Supp. No. 16, 52 (1996); 999 UNTS 171.

(6) D. Little, *Belief, Ethnicity and Nationalism*, United States Institute of Peace, <http://www.usip.org/research/rehr/belethnat.html>, 1996.

(7) 憲法の最新トキベトは、<http://www.mymacedonia>.

在するところを示唆しています。

言い換れば、少数民族を暴力の道にしばしば迫りやるのは、多数民族に支配された国家や政府の、彼らの利益を調整する能力への信頼の喪失なのです。これらの紛争が発展する培養期間は、民主國家を含めて国家が、相当な規模を持つ少数民族の必要や利益に適切に対応するハシが出来ず、またはそうやるハシを埋まない期間であると特定やるハシが出来ぬでしゅう。

net/history/constitution.htm に記載。

- (∞) Quoted in *Readings in the Sociology of Language*, Joshua A. Fishman (ed.), Mouton and Co. N. V. Publishers, The Hague 1968, at 589.

- (σ) Helen Fein, Genocide Watch, 1992, quoted in de Varennes, Fernand, *Minority Rights and the Prevention of Ethnic Conflicts*, Working Paper, Working Group on Minorities, Commission on Human Rights, UN DOC. E/CN.4/Sub.2/AC.5/2000/CRP.3, 10 May 2000.

三回目から講師が通訳の仕事にあたった。ホーリー・カトリック氏は 10月6日には東松山校舎で「国際人権法と民族紛争」をテーマとした講演（法学部主催）を行なった。今回掲載の翻訳論文は講演での原稿をベースにしてある。

なお回出た、マーベル・カトリック大学や法学博士号 (Dr. Jur.) を取得後、「人権および民族紛争予防のためのアジア太平洋センター」(Asia-Pacific Centre for Human Rights and Prevention of Ethnic Conflicts) の所長を務め、現在は「人

ル・ヴァン・ヌ助教授の講義について

11004年度法学部法律学科外国法Bを担当するル・ヴァン・ヌ助教授の講義について、オーナー

ス・マリエ・マーレ・カトリック大学のフョルナハ・ル・ヴァン・ヌ助教授 (Senior Lecturer, 国際法および国際人権法を担当) を務めている。

講義のスケジュールは次の通り。

第一回

1. 序論 2. ル・ヴァン・ヌーの制度の理解
3. ル・ヴァン・ヌーの法的特徴

第二回

1. ル・ヴァン・ヌーの制度の性格：西洋の法的伝統
2. 歴史的展開

○月15日に講義の総括を苑原が実施した。

なお講義にあたり、苑原の他に法律学科の石山文彦教授、

第三回

(法学部教授 菅原俊明)

1. 序説・裁判官が法をつくる
2. コモン・ローの法過程における判例の持つ意義
3. オーストラリアの裁判所
4. 判例法と立法との相互作用

第四回

1. コモン・ローにおける立法の位置づけ
2. オーストラリアでの立法
- コモン・ロー裁判所がどのようにして立法を解釈・適用するか

第五回

1. コモン・ローにおける前提事項と解釈

第六回

- コモン・ローと大陸法の作用と方法・起源、法源、裁判官の役割、訴訟指揮

第七回

同上・弁護士の役割、利点と欠点の比較、収斂

第八回

1. 序説 2. 刑事訴訟での対審構造と当事者主義

以上